



## 【国助成金】（雇用調整助成金）と【市補助金】（高山市雇用調整支援事業補助金）の 支払イメージ（その2）

○国の助成額単価が国の上限日額 15,000 円を超える場合

【例2】従業員 3 人、月間休業日数 15 日間（延べ休業日数 45 日間）の場合

- ・前年度 1 年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額：12,852,000 円
  - ・前年度 1 年間の 1 か月平均雇用保険被保険者数：3 人
  - ・年間所定労働日数：238 日
- ∴延べ年間所定労働日数：3 人×238 日=714 人日 とすると

1 人 1 日当たりの平均賃金：12,852,000 円÷714 人日=18,000 円

労使間協定書に定める賃金  
支払率が 90% の場合

1 人 1 日当たりの基準賃金額：18,000 円×90%=**16,200 円（基準賃金額）**

助成金・補助金単価

国の助成率が 10/10（解雇等せず  
雇用を維持したとき）の場合

雇用調整助成金単価

基準賃金額 16,200 円×10/10=16,200 円⇒15,000 円  
（※国の上限日額 15,000 円を超えるときは 15,000 円）

市補助金単価

基準賃金額－国助成額  
16,200 円－15,000 円=1,200 円

助成金・補助金の合計

事業所に対する雇用調整助成金

15,000 円×45 人日=675,000 円  
（休業の月間延日数 3 人×15 日間=45 人日）

市補助金

1,200 円×45 人日  
= 54,000 円

### 事業所に対する助成額・補助額

国助成額 675,000 円＋市補助額 54,000 円=729,000 円・・・①

### 基準賃金額に基づく事業所の負担額

1 人 1 日当たりの基準賃金額 16,200 円×45 人日=729,000 円・・・②

### 助成額・補助金額①と事業所負担額②の差額

①－②=0 ⇒ **事業所の負担なし**